

聖マリア学院小学校いじめ防止基本方針

基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、学校・家庭・教会・地域が一体となって児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにする。

めざす児童像

- (1) 豊かな心をもち、祈りを大切にする子
- (2) よく考え、すすんで学び、表現する子
- (3) 一人一人を大切にし、力を合わせて助け合う子

いじめの定義

一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為で、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていること

「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭・事務長
- ・教務主任・生活指導主任
- ・養護教諭 神父 シスター
- ・スクールカウンセラー

「いじめ調査委員会」

- ・校長・教頭・事務長
- ・生活指導主任
- ・関係学年担任
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー

「いじめ調査特別委員会」

- ・外部の専門家
(弁護士、医師、大学教授、心理士など)
- ・スクールカウンセラー

第三者委員会

育友会・教会・地域との連携

- ・育友会総会
- ・執行部会、役員会など
- ・城山教会、修道会など
- ・自治会
- ・青少年育成協議会
- ・子どもを守る会
- ・子どもを守るネットワーク

関係機関との連携

- ・県学事振興課
- ・市子育て支援課
- ・県子ども女性障害者支援センター
- ・法務局(人権擁護委員会)
- ・医療機関・民政委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター
- ・警察

児童会

- ・運営委員会
- ・宗教委員会
- ・各学級

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考え方のもと、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、**幼保小連携**で推進するものとする。
- 未然防止として、**児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係**の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや**集団づくり**、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの**未然防止・早期発見**、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するとともに、**家庭・教会・修道会・地域・県学事振興課を始め、児童相談所、警察等との連携**のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた**宗教教育、道徳教育や人権教育**の充実、**体験活動**などの推進により、児童の**社会性**や自己有用感、**自己肯定感**を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、**自分の存在と人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度**を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、**組織的な取組**等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

いじめ問題の取組

いじめの防止

いじめを許さない心を育てよう。

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ① いじめについての共通理解
(いじめ対策委員会、職員会議、研修会等) | ⑥ 自己肯定感の育成 |
| ② 宗教教育・道徳教育・人権教育の充実 | ⑦ 児童会の自浄力の育成
(いじめのない学校づくりの活動) |
| ③ 読書活動・体験活動の充実 | ⑧ 家庭との密なる連絡・連携 |
| ④ 校長、教職員からの啓蒙
(児童集会・学活等) | ⑨ インターネットによるいじめ防止
のための情報モラル教育の充実 |
| ⑤ 学級・部活の集団づくり | |

いじめの早期発見

いじめは一人で解決できません。身近な人に話す勇気を持とう。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① (早期発見の基本)
いじめの疑いをもって認知力を高める。
小さな変化やシグナルを見逃さない。 | ⑥ 電話相談窓口の周知 |
| ② 日々の観察、会話等による情報の収集
と共有 | ⑦ 定期・随時の保護者面談 |
| ③ 定期的なアンケート調査 | ⑧ 幼保小連携による情報収集、スクールサポーター等外部機関との連携 |
| ④ 適時の教育相談・随時の面談 | |
| ⑤ 保健室、相談室の情報による認知 | |

いじめに対する措置

事実を確認し、関係者のみんなでいじめに取り組みましょう。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| ① いじめ行為はその場で止める | ⑥ 必要に応じて児童集会等での全体指導 |
| ② 組織的に対応する
(ひとりで抱えない) | ⑦ 保護者への連絡、助言、支援
(フェイス・to・フェイスが基本) |
| ③ いじめの訴えには真摯に傾聴する | ⑧ 県学事振興課への迅速な報告 |
| ④ 当事者、関係児童から複数の教職員で
事実確認 | ⑨ いじめを受けた児童への支援 |
| ⑤ 当事者、関係児童の指導 | ⑩ 警察等関係機関との連携 |

重大事態への対処

- | |
|------------------------------------|
| ① いじめにより児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑い |
| ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い |
| ③ 児童又は保護者から①又は②の申立があった |

自殺の企図、重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症等

④ 年間30日の欠席が目安
⑤ 一定期間、連續した欠席

犯罪行為として可罰性が認められる

県学事と相談

報告

調査

- いじめ調査特別委員会
○ 第三者委員会

警察署

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で考え込みず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生活指導担当へ報告

直ちに報告する

校長・教頭への報告

いじめ対策委員会

関係機関

学事振興課 895-2282

浦上署 842-0110

いじめ調査委員会

- 速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめ調査委員会で、いじめの**事実の有無の確認**を行う。



被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

まわりの児童への指導

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族）と連携し、**寄り添い 支える体制**をつくる。
- スクールカウンセラーによる心のケア

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、**人の痛みを理解**させ、不満やストレスがあつてもいじめに向かわせない力を育む。

- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰か（両親、先生、友人など）に**知らせる勇気**を持つように伝える。
- いじめを許さない心の育成**

保護者への継続した支援と助言

- 担任を中心に、即日、関係児童（加害者・被害者とも）の家庭への連絡を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

いじめ対策委員会を中心とした組織的対応でまいります。また、保護者との相互理解と協力・連携が大切です。力を合わせてこどもをいじめから守りましょう。

家庭におけるいじめのチェックリスト（例）

①服装

- ポケットの破れやボタンが取れている。
- 普段と違う服装の汚れがある。

②持ち物

- 筆箱やかばんの破損や持ち物がなくなる。
- 教科書、ノートなどに落書きが書かれている。
- かばんにナイフが入っている。

③金銭

- 急に金遣いが荒くなる。
- お金をねだることが多い。
- 金品を家から持ち出す。

異変に気づいたら学校に相談しましょう！

④態度やしぐさ

- どこなくおどおどしている。
- 元気がなく表情もさえない。忘れ物が多い。
- 起床や登校が遅くなり、登校をしぶる。
- 部屋に閉じこもりがちである。

⑤からだや体調

- 体の不調を訴え、日曜・休日は機嫌が良い。
- からだや顔にあざがある。
- 寝言を言ったり、うなされたりする。

⑥友人関係

- 友達の話をしなくなる。最近、友達が替わる

年間計画

(いじめ対策委員会で情報共有と検討、隨時のいじめ調査を行う)

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 児童・保護者等への周知 児童の情報交換 教育相談 保護者会	10	教育相談
5	育友会総会 連休明けの児童観察・情報交換	11	児童の情報交換と共通理解
6	職員研修会 保護者会	12	保護者会 人権集会 生活アンケート調査 職員研修会（情報交換、ケース会議）
7	保護者面談 生活アンケート調査	1	休業中の児童の情報交換と共通理解
8	平和祈念集会 職員研修会（情報交換、 ケース会議他）	2	新入生説明会（学校の取組紹介） 保護者会
9	休業中の児童の情報交換と共通理解	3	新入生引継ぎ 次年度申し送り資料作成 年間の取組の検証・評価

※ いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	メールアドレス・運営主体	相談時間
聖マリア学院小学校 「いじめ相談窓口」（教頭先生）	095-844-1549	stmarys-el@mxn.cncm.ne.jp	8:00~16:30 (月~金)
長崎市教育研究所教育相談	095-824-4814	soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00~16:00 (月~金)
子育て支援相談電話	095-825-5624	ホームページ「e-kao」から相談に入る	8:45~17:30 (月~金)
親子ホットライン	0120-0-78310	長崎県教育委員会	24時間
こころの電話	095-847-7867	長崎こども・女性・障害者支援センター	9:00~16:30 (月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	長崎こども・女性・障害者支援センター	9:00~20:00 (毎日)
ヤングテレホン	0120-78-6714	長崎県警察本部	9:00~17:45 (月~金)
こども人権110番	0120-007-110	長崎地方法務局	9:00~17:15 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	社会福祉法人 長崎いのちの電話	9:00~22:00 (毎日)